

一云、天皇以倭姬命爲御杖、貢奉於天照太神、鎮座於磯城嚴櫃之本而祠之、然後隨神誨、取丁巳年多十月甲子、遷于伊勢國渡邊宮、是時倭大神著穗積臣遠祖大水口宿禰而誨之曰、太初之時、期曰、天照太神悉治天原、皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神、我親治大地官者、言已訖焉、然先皇御間城天皇雖祭祀神祇、微細未探其源根、以粗留於枝葉、故其天皇壽命短命也、是以今汝御孫尊、悔先皇之不及而慎祭則、汝尊壽命延長、復天下太平矣、(下略)と見えたるを、同狀には少か異同有る中に、我親治大地官者言訖焉云々、大地主神之號起于是時、矣と有る是にて、大地主神の所以詳かになむ知られたりける、此に皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神は、上に注せるが如く、天神地祇を申す中にも殊に八十國の國魂神を專と祭祀らせ給ふ可き由を、其國避の御時に天上にて期り聞えさせ給へる御事を取て、此に倭大神の誨し奉らせ給へるなり、先皇御間城天皇雖祭祀神祇、微細未探其源根、以粗留於枝葉と有るは、崇神天皇八年御紀に、乃ト使物部連祖伊香色雄爲神班物者吉之、又ト便祭佗神不吉、十一月丁卯朔己卯、命伊香色雄而、以物部八十手所作祭神之物、即以大田田根子爲祭大物主大神之主、又以長尾市爲祭倭國魂神之主、然後ト祭佗神吉、焉便別祭八十萬群神、仍定社國社及神地神戶、と有る此御事を詔給へるにて、此御誨の意は、大物主神大國魂神をば且々に祭らせ給ひ、天社國社を定めさせ給へりと雖も、其事と治めさせ給ふ可き八十魂神には粗かに爲て、其枝葉と有る神祇の祭祀を物爲させ給へるが故に、猶其事を盡させ給はざるを以て、國神の守護無くして御壽命の長延く御在し坐さざりし由なり、是即今古共に産土神を祭る事の故實なる者なり、(今産土神とし云へば、時の流行に任せて祇園社八幡宮などを始として其地に御在し坐す神社

を産土神と心得る事には有れども、其元由は一國にては其國魂神、一郡にては郡御魂神を祀り、一郷一村の上に於ても其地に功有る神即其産土神にして、世と共に其地を守護坐す神に御在し坐せば、縱令祇園社八幡宮の如きも産土神と爲て祭る意味は右の如くにて、是謂ゆる八十魂神の御事なるを知るべし、萬葉一卷高市古人感傷近江舊堵作歌に樂浪乃、國都美神乃、浦佐備而、荒有京、見者悲毛、と有るが如く、國都御神の御心荒び坐す時は、天皇の皇宮と申せども荒行せ給ふ御事と所見て、甚可畏く御在し坐す御事を知るべし、右の倭大神の此御誨は如此く深き所以有るを右の八十魂神を唯に天神地祇を申すなりと云ふは甚々粗なる説になむ、故此倭大神の我親治大地官と有る大地官を、私記に於保津知津加左と訓めるは決めて古訓なるにて、傳二十四に注せるが如く、古事記に大土神亦名土之御祖神と見え、神名式に伊勢國度會郡大土御祖神社など申す神名有るを、記傳に、「大は土に係るには非ず此神に係る美稱なり、萬葉十一(八丁)に大地探雖盡と有る、此は土に就たる大なれば、此とは異なり」と云はれたる意味大に在りて、此大地官と有る大も天下に在らゆる土官を總る謂是れなり、楮、地官と云ふは地主と云ふ義に等しき事と見え、此下文に大地主神之號起于是時矣と書せり、然る時は此も意富都知奴斯と訓むべき事相照して知るべし、若て其官を都加佐と訓む事は造長と云ふ義にて、此に地官と云ふは、其地を造りて其處に長と有る謂にて、即右の八十魂神にて大國魂神の屬官の神等を云ふが、此を統領し給ふ故に大地主神とは申せるなり、故其地官は地主神なりと云ふ事は上に注せるが如く、諸國にて國神社とて多く有るは、口訣に國神猶言地主也と有る是なる中に猶親く地主神と申せる事有り、先づ朝廷の御事は坐摩是是大宮地之靈と申す由古語拾遺に見え、齋宮式在齋宮内大社十七座の中

に地主神と有るは其宮地の靈を祀らせ給へるなり、神宮にては右に注せる大土御祖神社御在し坐を、度會宮にては儀式帳六月例に、十七日即更宮地神酒一缶供奉と有るは、世記に見えたる土御祖神二座に渡らせ給へるを、後に宮號を進られて土宮と申せり、長秋記に彼外宮地主神也と有る是なる由、傳二十四に注せるが如し、又其にも云へる日吉にて、大宮は大巳貴神に御在し坐して謂ゆる大比叡神に坐すを、二宮の小比叡神は山末之大主神と申して神代より地主にて渡らせ給ふが故に、地主神と申し奉り、又今思ひ出づる一二を擧げ申さば、神社啓蒙石清水八幡宮條に、狩尾神社、舊記云、伴石清水地主也、即大國玉命と見え、大江匡郷記に賀茂大神者日本地主神也と有るは、御祖社に御在し坐す大巳貴神の御事なるを、社説に比良木社所祭當所地主神也と有るが如く、其社地に就ては地主神と申す別に在り、餘社の事も此に准らへて知るべし、此は神社にも限らず、寺院にても官舎にても何にても各其地主神は有るを、其を統領給ふ神に渡らせ給ふが故に大地主神とは申し奉れるなり、筑後國神名帳に山門郡天下地主神と申す御名の有るも、全此神の天下の地主神を混齊しく爲て御在し坐す義なるをも明らむ可くなむ有りける、(備右の皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神と有るは、此地官神を祭らせ給ふ御事を申し、我親治大地官と宣へるは、件の八十魂神を制馭させ給はむとなり、然るを此大地官を大巳貴神の幽事治しめす其下風に立ち給ふ幽宮を云へるなりなど心得るは、甚じき強説なりけるぞかし、通證に八十魂神を指萬民而言と云へるは、文義を照應せて見られざりし故に粗き説ながら、大地官を所謂國魂之義也、小侍從歌、八島守國津御神爾祈來互、千歲波君我心奈利介利、國津御神即地祇謂大巳貴命也と注されしは然すがに谷川大人なりけり、) 備此大地主神をば大土主神と訓み奉る可き證、已

に右に注せるが如し、此に就て又思へらくは、傳二十四に已にも注せるが、右に擧げたる古事記大年神の御子大土神亦名土之御祖神と出でたるは、此大地主神と御力を合せ御在し坐す神なる可からむ事、此神の御社を皇太神宮儀式帳管度會郡四十社の中に、大土神社一處、稱國生神兒大國玉命、次水佐々良比賣命、佐々良比古命、形石坐、倭姫内親王定祝と有る、此を神名式には大土御祖神社と有り、備其國生神は、此にては素戔嗚尊に當りて大國玉命の御父に御在し坐す由なり、若て此に女神を先に擧ぐる事は全く大國玉神と佐々良比賣命とを祀れるにて、却りて水佐々良比古命は從祀と成り給へるなる可し、伊勢風土記天日別命の覺國の事を書せるに、爰大國玉神資彌豆佐々良比賣命參來と有りて、水佐々良比古命の御事を云はざるは、此即素戔嗚大神に御在し坐して、其時に出會給へる神にては御在し坐さざればなり、然して此佐々良比賣命は傳記に與素戔嗚尊合力座給也と云ひ、大被詞に根國底之國坐速佐須良比咩云神と有り、尾崎神社記に土藏靈貴と出でたれば、根國に御在し坐しつゝも顯國を持たせ給ふ謂なる可く思ゆれば、其大土御祖神と申すは決く此神なるにて、大國玉神の大地主神と坐すにも御力を副へ給ふ可き由有りて此に並び給へると所思しければ、若ては古事記に已く大國御魂神を大年神の御子と誤れるに等しく、此大土神亦名土之御祖神と有るも、誤れる傳なるにこそ有りつらめ、此大地主神と申すは、地下根底迄を係けて其主宰に渡らせ給へれば、大土御祖神も地下根底より此大地の全を相與共に有せた御在し坐すべき御事申すも更なれば、甚甚妙に奇しき理にて有らむ者ぞかし、(備、此地主神の地主と云ふ字は、裁判至要抄、荒地經宮司可請開事條に引ける、仁十年十一月五日格に、以開墾之人永爲地主と有るも此に似著ぞ思ゆる、備、此地主の訓を古語拾遺に大國主の神の

如く訓み、又一木に大處主神の如く訓みたれども當らず、又平田翁史には地主を登許奴斯と訓みたり、然れども私記に大地官を於保津知津加左と云ふ明文有る上は取るべきに非ず、其は臨時祭式に鎮_ニ土公_一祭、御川水祭、鎮_ニ新宮地_一祭と云ふ有りて、其土公は地主神を鎮祭らせ給ふ御政なるに、倭姫命世記に、興玉神無_ニ寶殿_一云々、是土公氏遠祖神五十鈴原地主神也と書せる此興玉神は、地主神に御在し坐すに依りて此を齋配る氏人を宇治土公と云へるも、地主神を土公神とも申せればなり、然る時は愈以て大地主神は大土主神の如く唱奉る可き事灼然くこそ、○大國魂神の大地官を治め御在し坐して國土を守護り御在し坐す亦名を生島神足島神とも生國神足國神とも申し、又は生國魂神倭國魂神とも或は生國玉比古神とも稱奉る御事なり、其は上に注せるが如く、古語拾遺神武天皇段、爰仰_ニ從皇天二祖之詔_一建_ニ樹神籬_一と有る中に、生島を是大八洲之靈、今生島巫所_レ奉_レ齋也と有る是なり、是大八洲之靈と注せるは大倭神社注進狀に、在大倭豐秋津國、守_ニ國家_一、因以號_ニ曰倭大國魂神_一、亦曰_ニ大地主神_一と有ると同じ意味なり、又神名式に謂ゆる攝津國東生郡生國魂（一本作_ニ生國倭國魂_一）神社二座（並名神大、月次相嘗新嘗）は朝野群載に所見たる生島高神之地に御在し坐すなるに因りて、此は生島足島神にて渡らせ給ふ御事著きを、西宮記に今日_ニ生玉_一と所見たれば、當昔にも已に今の唱の如く生國魂神を略きて生玉神とも申せるなりけり、又傳二十五、並に下に注するが如く、越中國射水郡氣多神社を、一宮記に大巳貴命と書せるは然る言なるに、頭注に社記云天活玉命と有るは殊に床しき傳なるを、此は天神本紀供奉三十二神の中なる天活玉命と事の混れたりし者なるにて、天字衍なり、生玉命と云ふ事にて、生國魂命と申す御名の略かりたるにて此大國魂神の御事なる可き事申すも更なり、（但大巳貴命と申すにも其荒魂

大國魂神との違は有りと云へども、同神の御上なれば然て有りぬ可きなり、又式なる能登國羽咋郡氣多神社名神大を一宮記には大巳貴命と有るを、考信閣一本には天活玉命と書し、元享釋書便家には、祭神有二說、或曰大巳貴命、或天活目命と云へる、目は玉の誤にて、此にても天活玉命と云ふ説の有りつるを合せて考ふ可き者なり、又紀伊國名草郡志磨神社名神大は、傳十三卷、二十六卷に注せるが如く、祭神中津島姫命に渡らせ給へれば、其相殿には大國主神こそ御在し坐すべきに、生國魂神なる由名勝圖會に云へり、此は其本體と荒魂との別なれば、彼供奉三十二神の中に天活玉命新田部直等祖と有るが如き大なる相違には非ず、然れば右の天活玉命の天は衍にて、本より其とは別なりかし、）倭神名式宮中所_レ祭神三十六座の中に生島巫祭神二座（並大、月次新嘗）生島神足島神と所見たる是其宗社に御在し坐すめり、此御神の御事はしも、右に引けるが如く古語拾遺の文に據るに、神武天皇即位の初年に當りて畝火櫃原宮に於て初めて天津神籬を建樹て齋ひ奉らせ給へるが如し、然るに文に爰仰_ニ從皇天二祖之詔_一と所見たれば、其より以前に行はせ奉り給ひ來れる高千穗宮の舊儀を此に移して、此大御政の初に先づ此御事より起立させ御在し坐しけるなりけり、然るは其祈年月次祭等祭詞に、高天原_ニ神留坐皇睦神漏伎命神漏彌命_一、天社國社_ニ稱辭竟奉_一と有るは、皇祖天神の大御命を直に受賜はり奉らせ給へる天孫の、此顯國に天降り御在し坐しける始より、天神地祇の大御祭をば御言の任に取行はせ給ひ來る御事を申せるなり、爰に遠き神代を三御世共に徒然に過させ御在し坐し、御事を此御世に至りて初めて興起させ給へりと云ふ義には非ずなむ有りける、倭上に大倭神社注進狀を引て注せるが、即崇神天皇六年御紀に、先是天照太神倭大國魂二神並_ニ祭於天皇大殿之内_一、然畏_ニ其神勢_一、共住不安、故以_ニ天照太神_一

託豐敏入姬命、(中略)亦以日本大國魂神託淳名城入姬命、(下略)と所見たる、天照太神と申すは謂ゆる八咫鏡草薙劍に坐す大御靈の御事に御在し坐しけるを、古語拾遺に至り磯城瑞垣朝、漸畏神威、同殿不安、故更令齋部氏率石凝姥神裔、天目一箇神裔二氏、更鑄鏡造、劍以爲護身御璽、是今踐祚之日所獻神璽鏡劍也、と有りて、此時に高天原より傳はれりし御をば豐敏入姬命に託て、磯城神籬を立て別處に令齋奉給ひ、宮中には其御圖象を模造りて在りし時の如く持齋かせ御在し坐しけるなり、此御時已に傳十九に注せるが如し、然して此大國魂神の御靈實は注進狀に以八尺瓊爲神體奉齋焉と有りて、此は天孫降臨章第二一書に即射披瑞之八坂瓊而長隱者矣と所見たる此御物なるを、彼經津主武甕槌二神をして天上に獻らせ給ひけるに、天璽に副へて天孫に授け奉らせ給へるを、此も天皇の同大殿の内に持齋奉らせ給へる御物なるが、其を淳名城入姬命に託て出し奉らせ給ふに就ては、宮中に其御模造を留められて、別に御巫を以て傳き奉らせ給へるにて、此即生島神を被祭る起り生島巫の始なる可き事、右の天照太神の御に准らへ知るべき者なり、偕此に生島神足島神と稱別させ給へれ共、其大國魂神一神の御事に渡らせ給へる事、大倭神社注進狀に大國魂神亦曰大地主神と有りて、此も一座とは爲られしかども、二靈を並べ祀らるゝ趣なるは然る物にて、右に注せるが如く、淡路國三原郡大和大國魂神社(名神大)も其祭る所二座にして、阿波國美馬郡倭大國主神大國敷神社二座と事の同じき狀なるを併せて、此を並祀るに所由有る事を知るべきなり、(先には生島神足島神と稱奉らせ給へる一柱は、右の如く大國魂神にて御在し坐し、一柱は八千弋神にこそ御在し坐すらめと思ひしかども猶非ざりけり、此は古語拾遺に是大八洲之靈と有りて、其大國魂神と申す御靈を祀らせ給へるのみな

りければ、八千弋神には且ても係らざる御事なりけり、此は其大國魂と申す大を換へて生國魂神足國魂神と申せるを生國魂足國魂とも申し、又生島神足島神とは稱奉れるなりけり、其生島神祈年月次祭詞に云はく、生島能御巫能辭竟奉、皇神等能前爾白久、生國足國御名者白氏、辭竟奉者、皇神能敷坐島能八十島者、谷蟻能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久、峻國者平久、島能八十島墜事無、皇神等能依左奉、故皇御孫命能字豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣と所見たる、此事は已に祝詞講義に注せるを、事實を此に令知む爲に少か其中より抄出て示さば、生國足國御名者白氏は、其正身は大國魂神と奉る一神にて渡らせ給へれども、如此稱別奉る所以を始に此に先づ述ぶる由なり、偕生島神又は生國神と申し、足島神又は足國神と稱奉る生は此國土の生活にて有る由なり、足は此國土の具足への謂なるにて、此は大國魂神の大地官を治めて國土に恩賴を幸へ給へる御功用を稱奉れるなり、故其生國と云ふは古事記に、於是天神諸命以詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國賜天沼矛而言依也、と所見たる多陀用幣流之國と云ふと一事にて、此に多陀用幣流と云ふは誰も知れる如く、國土の未出來定まらざりし以前の事なれども、其出來定まれる上にも猶多陀用幣流之國なるが故に、其の二柱御祖神に繼に素戔嗚大神御在し坐して、國引坐神とも建邦之神とも申し奉る御功業を成し給ひ、又其大神より依され奉り給ひて大國主神は御在し坐すに、殊に國土經營の御事に於ては、其荒魂大國魂神ぞ擯て其御功用を輔相奉らせ給ひ、大造の績を建てさせ御在し坐しけるは、實に其多陀用幣流之國を生活して足國と成させ御在し坐すにて、天地と共に終る事無く盡る事無き大なる御成業にて渡らせ御在し坐すなり、下に狹國は廣久峻國者平久と云ふ事の有るに照し見れば、大に得る所有りなむ者なるぞかし、又生國魂

神とも申奉れ、ば、足國魂神と申し奉る其對の御名必御在し坐すべき御事なるに、下に注せるが如く、啖國魂神と申し奉る事は、啖は幸にて、其大地官を治めて生活せ給へる國を眞福く令_レ在給へる由なる事、申すも更なりかし、(然れば此は常に生日乃足日又は生玉足玉など云ふ生足と同じきながら、此國土の大なる物に死活の理有るを知るべき證文にて、右の多陀用幣流之國は其漂蕩ふ任に措く時は死物なり、修理固成は即生し足はず事なる由、已に傳五卷に委しく注せるが如し、萬葉十六卷に、鯨魚取、海哉死爲流、山哉死爲流、死者許會、海者潮干而、山者枯爲禮、と云へるは、戲歌ながら此意味無きにも非ず、) 皇神能數坐は上に注せるが如く、此神の大地の皆を盡に統領御在し坐して恩賴を遍く敷布こらし御在し坐す謂にて、亦名を大國敷神とも稱奉る所以此に在る御事なり、島能八十島者は鎮火祭詞に國能八十國島能八十島と有る其一を略けるながら、意は同じ事にて、皇大御國を始として四夷八蠻をも併せ云ふ古名なるなり、然れば倭大國魂神と申し大八洲之靈とは申せども、云ふ意は全體の大地に係れるを、世の始に猶此大八洲國のみ先立て國形の成整へりしかば、此皇大御國の號を以て稱奉れるにこそ有りけれ、往々大地萬國を開き給へるも此神にて渡らせ給へるが故に、注進狀に因以號曰_レ倭大國魂神、亦曰_レ大地主神と有りて、其文法に大に用意有る事をなむ知るべかりける、谷蠨能狹度極は次なる峻國者平々に應きて、此は萬葉五(七丁)に、阿麻久毛能、牟迦夫周伎波美、多爾具久能、佐和多流伎波美、六(二十五丁)に山彦乃、將應極、谷潛乃、狹度極、なども有りて、山谷の限り至らぬ隈無く造り平して、平坦なる地の多く成行くを云ふなり、鹽沫乃留限利は次なる狹國者廣々と云ふに互りて、此八洲起元章に、處々小島皆是潮沫凝成者矣と見えたる其事にて、潮沫の凝留りて國土の廣り成行を云ふなり、

右等は何れも此皇大御國の上のみには非ずして、大地萬國に悉くに係る事共にて、狹國を廣くし峻國を平けく作固めさせ給ふ、此即國土を生活し足成し眞福く持ち御在し坐す謂にて、生島足島神と稱奉る所以なるを思ふ可くなむ有りける、(此事已に傳四卷に委く注せるを見る可し、右の鹽沫乃留限利と云ふを、唯に大地は海を以て環らす物なるが故に然云ふなりと云ふめる説などは、右等の文意を深くも味はふ事能はざる者にして、淺々しと云はむも中々なり、) 諸此鹽沫能留限と云ふ由は右に注せるが如くなるが、此に就ても海神と御力を合せ給ふらむと思ゆる由有り、其は下に云へる狀に此倭大國魂神は申すも更なり、生島足島神をも其海神の御子孫をして令_レ祭給ふには、必深き致有りぬ可き御事なりかし、) 島乃八十島墜事無久皇神等寄奉故は、上に皇神乃敷坐島乃八十島者と有るを承けたるにて、皇神の敷坐せる島の八十島を皇御孫尊に寄せ奉らせ給ふ由なり、故古の御世々々には、天皇乃御世繼の始には必八十島祭と云ふ事をなむ物爲させ御在し坐しける、臨時祭式に、八十島神祭(中宮准_レ之)云々、東宮八十島祭、(中略)住吉神四座、大依羅神四座、海神二座、垂水神二座、住道神二座、(中略)右八十島祭、御巫生島巫并史一人、御琴彈一人、神部二人、及内侍一人、内藏屬一人、舍人二人、赴_三難波湖_一祭_レ之と所見たる、此は生島足島神を難波湖に於て令_レ祭給へるに、住吉以下五社の神等も共に預り給へるなり、上件は何れも海神の支族に御在し坐すに、此八十島祭に共に預り給へると下に云るが如く、此大國魂神を大和宿禰は更なり、安曇八太等をして令_レ祭給へるは已に傳八、廿一にも注せるが如く、御父素戔嗚大神の荒魂は海神に御在し坐せる、其神と此大國主神の荒魂大國魂神と殊に親しませ給へるには、必少縁なるまじき所以の有りけるにこそ、) 諸其難波湖と云ふは袖中抄に、代初に八十島の使と云ふ事、

或物云、「風土記云堀江の東に澤有り、廣き三四町許、名をば八十頭島と云ふ」(下略)と見えたれば、謂ゆる生國魂神社の舊地なりし今の大坂城よりは東に、古大和川とて流れたる其即難波堀江なりければ其地を云ふなり、若て次に引ける西宮記に三日潔齋之_ニ今日_ニ生玉と所見たれば、京より下り著きて先づ其難波坐生國魂神社にて潔齋して、然後に其祭には赴く事と見ゆ、又其袖中抄に、「代初にぞ八十島の使とて内の御女の殿等八十島巡と云ふ事は侍れ、其も島々にて被す可きを、住吉の濱の此方にて西海に向ひて諸の島々の神を祭ると云へり」と有りて、後には難波湖ならぬ海濱にて被_レ祭し事と所見たり、偕此祭の故實はしも、御代の初に生島巫を遣はして難波大社に向はしめ、此に三日潔齋して、其湖中に在らゆる八十島を以て天下に在りと有る國の八十國島の八十島に象りて、その國々島々に坐す謂ゆる大地官と御在し坐す其國魂神を令_レ祭て、其皇神等の敷坐す國と皇御孫尊に寄せ奉らせ給へるを受奉らせ給ふ儀式なる事、右に引ける祝詞の文に合せ考へて曉る可し、この事委しくは其講義に注せれば就て見るべきなり、攝津志に、生島祠在_ニ河邊郡栗山村_ニ、相傳、此地嘗爲_ニ生島神祭田_ニ、故有_ニ此祠_ニ、と所見たるは、其神封の地なりしなりけり、神階は清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉_レ授_ニ神祇官無位生島神足島神並從四位上_ニ、同二年二月十一日丁酉、授_ニ神祇官從四位上生島神足島神並正四位下_ニと所見たり、(又臨時祭式に、凡御巫御門巫生島巫各一人、其中宮東宮唯有_ニ御巫各一人_ニ、取_ニ庶女堪_レ事充_レ之、但考選准_ニ敬事官人_ニと有りて、其生島神足島神に巫女各一人を附け置かれ、中宮東宮よりは二神を相兼ねて各一人宛に奉らせ給へるにて、甚止事無き御會釋なる物から、古に此大國魂神を大殿の内にて齋奉らせ給へりし甚じき御狀には似てしも非ぬだに鬱悒しきを、終には八十島祭の事も止み、

其神社の絶え果させ給へるぞ甚も々々可畏き御事なりける、此大神の寄奉らせ給へる海表の諸部は古には御奴國なりしを、後には等同の御持成しと成り、今は外蕃諸夷に頸根突く許に御國體の衰へさせ給へるに就ても、思合せらるゝ事の無きには非ずなむ有りける、傳廿四卷國韓神の下をも見合す可し)又神名式に、攝津國東生郡難波坐生國魂神社二座(並名神大、月次相嘗新嘗)と有るを、一本又釋述義に引けるにも生國咲國魂神社と有り、此由次に云ふべし、名神祭式にも難波坐生國魂神社二座と載せられたるを、其相嘗祭文祈雨神祭式には難波大社二座と有る、此を以て古に甚く隆え坐し、御事を想像り奉る可し、孝徳天皇前紀輕_ニ神道_ニの本註に、割_ニ生國魂社樹_ニ之類是也と有れば、古くより咲國魂神の御名を略きて申習はし、なりけり、偕此の祭神を神社本記に大國玉命と有るは然る事にて、上にも注せるが如く、生島足島神と同じ大國魂神を稱別奉れる御名に渡らせ給へれば、生國魂神と申し奉る對には必足國魂神と申し奉る御名も必御在し坐しつらむを、傳はらぬにこそは有りけり、故其咲國魂神と申すも足國魂神の一名なるにて生と咲と對へる例は、古事記神名に活玉前比賣神と申すも見え、又生井福井神と稱奉る御名も御在し坐せば、咲國魂神と申し奉る御名なむ必御在し坐すべき御事なりかし、偕此咲は福又榮の義なるにて、萬葉五(三十丁)に、皇神能、伊都久志吉國、言靈能、佐吉播布國等、十三(十丁)に、葦原、水穗國者、神在隨、事舉不爲國、雖然、辭舉叙吾爲、言幸、眞福座跡、恙無、福座者、(下略)と有りて、反歌にも、志貴島、倭國者、事靈之、所佐國叙、眞福在與久と有るは、何れも言靈の事に就て云ふなるが、國の事にも係けて福_ナかる由に云取れるなり、又七(四丁)に、靱懸流、伴雄廣伎、大伴爾、國將榮常、月者照良思、十八(二十一丁)に、御食國波、左可延牟物能等、と有るなど國に榮ゆと云へ

る是なり、斯る時は生國に對へて倭國と申さむ事は、實に有將欲き稱名になむ御在し坐しける、(又其榮ゆるは物〇足具ふ義なれば實に克合へり、然れば倭國魂を幸國魂に作りて見れば甚克知らるゝ事なりかし、但右の生國魂神の對には、足國魂神と申す御名必ず御在し坐すべからむを、今傳はらぬは惜き事なるにこそ、下に注せるが如く、此も大和坐大國魂神社と同じく大倭氏の仕奉れるには非じか、姓氏錄攝津國神別地祇に、大和連、神知津彥命十一世孫御物足尼之後也と有るを思合す可し、又凡海連、阿曇犬養連、物忌直など有るは、共に海神より出でたる氏なり、右に引ける臨時式八十島祭條の住吉海神垂水等の三社は海神等に坐し、大依羅は月神に坐す事傳八卷に、住道は素戔鳴尊なる由傳廿一卷に云へり、此に見合す可き事共なり、)神階の御事は清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉_レ授_レ攝津國從五位上勳八等難波生國魂神從四位下と有りて、右に引ける神祇官の生島足島神と同階にて御在し坐すは、其同神と坐せばなる可し、大同類聚方廿二卷に、高津藥、津國難波坐生國魂神社爾傳留方、元者少彥名命之方也、と有るを見れば、式外にて少彥名命も此に御在し坐すべし、偕此地はしも古に生島高神之地と云ひて、高津と云ふも此より出でたる由なるが上に、此天孫降臨章に、顯國玉之女子下照姬(亦名高姬、亦名稚國玉)と有るを、萬葉三(二十二丁)に、久方乃、天之探女之、石船乃、泊師高津者、淺爾家留香裳、と有りて其時の古跡と思しき地なりければ、仁德天皇の此に大宮所定めさせ御在し坐しける以前より、其八十島祭はしも此湖にて被_レ行來りけるを、其遷都の度毎に持移らせ給ふ御定にて、此大宮にも本より生島足島神社を此に祭らせ給ひつらむ、其後の遷都にも其二神をば外に共に移し奉られしかども、件の八十島祭はしも此にて被_レ行るゝ地なりければ、即御社は此に定まらせ給へるなりけり、

其神祇官なると別社ならぬ證は、右に引ける臨時祭式八十島祭條に先づ此神社をこそは最初に擧げらる可きに、住吉大依羅海神垂水住道等の五社を載せられたるのみなるは、彼生島足島神と此生國倭國魂神とは別神にては御在し坐さず、共に其八十島祭には主と預らせ給ふ御神にて渡らせ給へばなりけり、西宮記に應和四年八月廿一日、遣_レ天文博士保憲藏人輔成等於難波湖、被_レ修_レ海若革命、年可_レ被_レ行_レ祭也云々、三日潔_レ齋之、今日_レ生玉と有りて、其八十島祭の潔齋を當社にて物爲て然後に其祭に就くを以ても著明き事なりかし、偕此海若革命と云ふ事に就て思寄れらくは、生玉社神名帳山陽道部に垂水大明神と云ふ事有り、右の垂水は神名式に播磨國明石郡海神社三座(並名神大、月次新嘗)と有る是なり、餘の二神式に見えず、此三座の中一座は海神にて、生島足島神を併せ祀れる者なる可し、然る時は八十島祭に就ても愈以て由有るなり、偕其生玉の社地昔大坂城の内郭に在りけるを、今の地に移し奉りてより其所を生玉と云へれども、其は僅に二百餘年の事なり、生玉社家記に、嘗云、明應年中、本願寺僧來_レ此所_レ而創_レ寺院、以_レ神地_レ接_レ境内_レ矣、依_レ斯神惡_レ不潔、罰_レ彼僧_レ也、于時懷_レ神殿造替之宿禰_レ而、令_レ神主藤原吉勝告_レ願辭_レ也、數日後起_レ寢床、遂奉_レ遷_レ替神殿、其後信長兵燹之日、殿閣悉爲_レ灰燼、纔以_レ神壘_レ遷_レ別處、慶長年中、秀吉築_レ城郭_レ之序、遷_レ今神地_レ云々と云へり、(又當郡に比賣許會神社名神大、月次相嘗新嘗と有るは下照姬命に御在し坐し、阿遲速雄神社、和名抄郷名に味原と有るは、傳二十八卷に注せるが如く、風土記に此神の御在し坐しけるに依りて元は味鉦山と云ひけるを後に然云へる由見え、又西成郡坐摩神社大、月次新嘗は御井神を本として祀れる事、上に注せるが如くにて、神代より以降甚止事無き所以の御在し坐して鎮り給へる神等にて渡らせ給へるなりけり、又東生の

郡名は、賀茂翁説に生は伊見と訓むべくして此神に因れるなる由に云はれたは然る事なる物から、仁德天皇御世に此地に都敷給へりしより始めて、生島神を宮中にて祭らせ給へる者と思はれしは、此神は大國魂神を稱別られたりし事を思ひ漏らされたる者なりけり。又神名式に、和泉國大島郡生國神社(鐵鞭)此も右の生島足島神に同じき事、祝詞に生國足國_蓋御名者白_氏と有るにて灼然し、同郡開口神社御在し坐すを、住吉舊記に、開口大明神者、伊弉諾尊御子事勝國勝長狹也、後合_三祭生玉明神午頭天皇、爲_三住吉之外宮、故朝廷二十年一度每_三造_三替住吉社、當社亦造替、元開口村水戸村原村之間也、故俗號_三三村大明神_一と有りて、此に其生玉明神を合せ祭るは、其住吉神の御在し坐す攝津國の方の國魂神に御在し坐すを以てなる可し、又尾張國本國神名帳に羽栗郡從三位生島天神と申すも御在し坐せり、神名式に、信濃國小縣郡生島足島神社二座(名神大)此御社の御事更に考ふ可き便宜無し、今強て思ふに、和名抄郷名に小縣郡海部(安末無倍)有るを、姓氏錄(右京神別下地祇)に、凡海連、海神綿積命男穗高見命之後也、と見え、其に合せて神名式に安曇郡穗高神社(名神大)坐せれば、若くは此氏人の齋祀れるには非じか、然るは上に注せるが如く、淡路國三原郡大和國魂神社(名神大)今八太村と云ふに立たせ給へるは、和名抄郷名に謂ゆる幡多(波多)是なり、同錄に八太造、和多罪豐玉彦命兒布留多麻命之後也、と有りて其出自右に同じきを、其並に倭八太神知津彦命也と見えて、出自は異にして同じ八太なり、又阿波國美馬郡倭大國玉神大國敷神社二座御在し坐せるに、名方郡和多都美豐玉比賣神社坐し、又三代格に阿波國安曇郡と云ふも有りて由有りげなる事なるに、彼崇神天皇七年御紀に、以_三市磯長尾市_一爲_下祭_二倭大國魂神_一之主と有る其人を、垂仁天皇二十五年御宿の細書には大倭直祖長尾市と所見たる

を、姓氏錄(大和國神別地祇)に、大和宿禰出_三自神知津彦命_一(下略)と有り、此は神武天皇御紀に謂ゆる椎根彦神命の事にして、海神の外曾孫なり、皇孫本紀に鷓鴣草嘗不合尊の御名を擧げて次武位起命(大和國造等祖)と見え、國造本紀に、吾是皇祖彦火火出見尊孫椎根津彦と名乗申せる事有れば受張たる天孫なるに、姓氏錄に海神の裔と共に地祇部に被收たるを以て思ふに、此は故有りて海神の方に屬て古より天孫には被_レ收ざりし故に、海神の子孫の列に相加はりけむから、其氏族の殊に親しくこそは有りけめ、然る故に大和宿禰の齋奉る神に其海神の裔にても仕奉れりけむ、其生國魂神社の立たせ給へる難波に安曇の地有り、又姓氏錄(攝津國地祇)に大和連、凡海連、阿曇犬養連等の有るをも思ひ合す可く、又淡路國大和國魂神社に八太造、倭八太共に由有り、阿波國倭大國玉神大國敷神社に就ても、清和天皇實錄貞觀六年に、阿波國名方郡人海直豐宗、賜_三姓大和連_一と見え、又名方郡人安栗麻呂と云ふ人名の所見たるをも證と爲べし、此等の例を以て推す時は、信濃國の生島足島神社も必其安曇氏などの仕奉れる社なりけむも亦知るべからざるなり、後人猶能く定めてよかし、又神名式に能登國能登郡能登生國玉比古神社、大同類聚方に、能登樂、能登生國玉比古之家傳方と有る古の下に神社祝などの字脱たる可し、和名抄郷名に能登郡神戶と有るや此神社の神戶なる可からむ、此にも羽咋郡奈豆美比咩神社、今阿津見村と云ふ坐すは、例の安曇と云ふ事なる可ければ、上件に云へる事共に合へり、倭生國神とも生國魂神とも申せるに、如此生國玉比古神とも稱奉れるは殊に委しき者にして、此に能登の國名を冠て申せるは、此國を造らせ御在し坐しける時の國魂を祭祀られけむ事、上に注せる某大國魂神の例を合せ考ふ可き者なり、猶傳廿八に考合す可し、(倭此國の事は傳二十五卷にも注せるが如く、上古は一に

島國にて有りしを、氣多大神初めて一國と成し給へる由なるに、上に引ける一本一宮記に天活玉命と書し、越中國射水郡氣多神社を社説に天活玉命と云へるは、共に生國玉命を誤れる由、已に注せるが如し、偕其名勝志と云へる物に「氣多神社、本殿は大穴持命、奥殿は素戔嗚尊稻田姬命なり、頂社は大穴持命、石像なり、神代より鎮坐せり、又滿汐珠有り、奇瑞有る靈顯なり、大祭は二月初午に能登生國玉比古神社へ神幸有りて歸らせ給ふ云々」と云へり、然る時は氣多は其主神にて渡らせ給ひ、此は其荒魂にて御在し坐すを以て、其大祭には必神幸成らせ給ふ御事と見えたり、此等の事共を考へ合せて、上件生島神足島神生國神又は生國魂神又此生國玉比古神と申せる共に大國魂神にて渡らせ給へる御事を曉り明らむ可くなむ。○兵主神と申すは八千戈神の亦名にて渡らせ給へる由、已に上に且々に書せるを、猶委しく明らめ奉らむには、先づ兵主は都波母能奴斯と訓みて、謂ゆる御父大神より事依し授け奉らせ給へる生大刀生弓矢を以て彼八十神を退治させ給ひ、又大倭神社注進狀に、傳聞、八千戈神者、大已貴命以廣矛爲杖、令撥平豐葦原中國之邪鬼、是時大已貴命號曰八千戈神と有るは、此一書に、大已貴神、(中略)乃興言曰、夫葦原中國、本自荒芒、至及磐石草木、威能強暴、然吾已摧伏、莫不和順、遂因言、今理此國、唯吾一身而已、と御言擧爲させ給へるが如く、兵器を執らして荒振神を摧伏せ給へる、是即大國主神と御在し坐す所以是なれば、兵主神と稱奉れる即此天下を主領き御在し坐せる謂なりけり、其注進狀に、此矛亦上古在天皇大殿之内、其藏齋爲八千戈神之神體と有るは、彼倭大國魂神の瑞之八坂瓊と共に皇宮に御在し坐しける古傳なるが、猶上に已に注せるが如く、天璽と共に相並び御在し坐しけるなりけり、其は大倭本記に、天皇之初天降來之時、共副護齋鏡三面

子鈴一合也、と有る、一鏡は天懸太神と申して伊勢神宮の御なり、一は國懸太神と申して日前宮の御なり、一は御食津神と申して豐受宮の御なる由、傳十八に注し奉るが如し、偕其子鈴と申すは、同記に今卷向穴師社宮所坐拜祭大神也と有るは、即神名式に謂ゆる城上郡卷向坐若御魂神社(大、月次相嘗新嘗)と有る此御神の御事なり、然るに垂仁天皇二十五年御紀一云に、大倭大神の御事を定神地於穴磯邑、祠於大市長岡岬と有り、然して注進狀に、所謂大市長岡岬、今狹井社地是也、と有れば、大倭大神は其穴磯の内なる狹井地に御在し坐しけむを、又式に同郡穴師坐兵主神社(名神大、月次相嘗新嘗)と出でたれば、本より八千戈神の御在し坐しけるとは別地にて有りしを、後に大和社には合せ祀られたりしなりけり、然れば此八千戈神と共に子鈴も右の崇神天皇六年に宮外に出ださせ給ひて一に御在し坐しける後にも、彼大和社の跡は狹井社なるが如く其舊地にも御靈を留め給へるにこそは有りけめ、今此兵主神社を中に若御魂神社を右に穴師大兵主神社を左に三社を合せ祀ると云へり、清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授大和國從五位下勳八等穴師兵主神從五位上と所見たり、(此大兵主神社は素戔嗚尊にて渡らせ給ふべき事、傳二十六卷に云へり、兵主神社には穴師坐と有るを、此には穴師とのみ云へるは本より此地の神に御在し坐す謂なるにて、是神代よりの古址と見ゆ、大和志に昔在穴師村東弓月嵩今遷在穴師師神社左と云へる是なり、穴師の地名は已貴ならむか、此兵主神社の事を神名帳考證に、兵主神者謂素戔嗚尊也、諸神記以爲八千矛神、未爲至當、通考舊事紀曰、素戔嗚尊乞食物於大御食都姬神矣云々、因之考神名帳其證七也、大和國城上郡穴師坐兵主神社、上載大神大物主神社、下載卷向坐若御魂神社、大倭本記曰、御食津神今卷向穴師社所坐、據舊事紀文、一山兩地、

祭素戔鳴尊與御食津神一、同稔代神社穴師大兵主神社稔代是食神也、是爾意同非八千矛神也、其二云々と云ひて以下共に證を擧げたれども、皆共に大に此所に委しからざる説なり、春日社記に若宮外院の兵主明神を八千矛神也とも云へり、又和泉國和泉郡泉穴師神社二座兵主神社、此三社は右の大和國穴師社を遷し奉れるなる可し、其穴師神社を和泉志に、社家傳云、天忍穗耳尊榜幡千々姫命二座也、と有るは、四神出生章第二一書に生稚産靈、此神頭上生靈與桑、臍中生五穀と有ると、玄蕃寮式に凡新羅客入朝者、給神酒、其釀酒料之稻云々、和泉國安那志一社云々、各三十束合二百四十束送住道社と所見たる、此事に依りて天忍穗耳尊と誤り、其に就て今一座を強て其後神に推當たるならめども、實には彼卷向坐若御魂神社を祀祭れる事、右の誤を正して知るべし、其一座は謂ゆる穴師坐兵主神社の御神なるにて、今一所別に兵主神社坐すは、同神を別地に祀るなめり、此社の神階の御事は物に所見されども、其穴師神社は續後紀に、承和九年十月辛酉朔乙巳、奉授和泉國無位穴師神從五位下、三代實錄に、貞觀七年二月二十七日己卯、授和泉國從五位下泉穴師神從五位上、同六月庚戌朔、授和泉國從五位上泉穴師神正五位下、同十年二月二十一日乙酉、授和泉國正五位下穴師神從四位下と有り、姓氏錄（和泉國神別天孫）に、穴師神主天富貴命五世孫古佐麻豆知命之孫也と有る、此天富貴命は、古語拾遺に謂ゆる太玉命の孫なる天富命なる可き由、已に傳十七に注せり、古には神主にさへに斯る著姓を附け置ける許の御事なりければ、大和國なるに繼ては甚しく榮えさせ給へるなりけり、（或説に、「和名抄郷名に和泉國和泉郡上泉加美都以都美下泉と有り、社號の泉は地名なる可し、泉之穴師と唱ふ可きなり」と云へるは然る事なり、但右に引ける共に唯に穴師神とのみ云へるを以て思ふに、大和國な

る穴師神の和泉國に御在し坐す由にて、泉と冠ふらせ申すにも有るべし、然れども右の泉郷上下二の中に必御在し坐さむ事云ふも更なり、又神名式に、伊賀國阿拜郡穴石神社、一本石作師、伊勢國多氣郡穴師神社、若狹國遠敷郡阿奈志神社、伴信友が若狹國官社私考に、志云、山王祠在奈胡村、社家説曰、天德二年戊創建、祭大已貴命云々と有り、是亦穴師兵主神は八千矛神に坐せる一證なり、參河國賀茂郡兵主神社本國神名帳に、正五位下兵主天神坐賀茂郡と所見たり、姓氏錄（大和國神別地祇）に、賀茂朝臣大神朝臣同祖大國主神之後也、大田田根子命孫大賀茂都美命（一名大賀茂足尼）奉齋賀茂神社也と有る、此郡に由有る氏族なれば此氏人の祀れるなる可し、又近江國野洲郡兵主神社（名神大）諸神記に、建仁之度正一位神也、此神八千矛神云々と有るは決めて古傳なるにて、彼穴師坐兵主神社の古説に合へる由、上に注せるが如し、又神祇正宗には、大國玉命也、人皇三十代欽明帝御宇鎮座、祕説曰、天照太神也と云へる、大國玉命と云ふは然る事ながら、天照太神と申す事は、次に云へる因幡國佐味乃兵主神社をも民部省圖帳にも然所見たれども不審しき事なり、若くは上に引ける大倭神社注進狀に、彼廣矛の御事を此矛亦上古在天皇大殿之内と見えて、皇太神の御と共に御在し坐しつれば、其事より然誤り傳へたりし者にぞ有るべき、又和爾雅にも兵主大國主命とも書し、神社啓蒙にも、兵主在近江國野洲郡、所祭大國玉命也と書して、按當社者、大已貴命之鎮座、勿論歟、祭祀之日以千戈弓箭、乘于七社神輿而從者、又表軍旅之威儀也と云へり、或書に祭神一座、今所傳七座也、所謂表當宮七名歟と云へるも然る事にて、何れにしても素戔鳴尊にては御在し坐すまじく所見たり、三代實錄に、貞觀四年正月二十日己丑、授近江國從五位上勳八等兵主神正五位下、同七年六月十四日癸亥、授

近江國正五位下勳八等兵主神從四位上、同八年十二月二十六日丁酉、授近江國從四位上勳八等兵主神正四位下、同九年二月二十七日丁酉、授近江國正四位下勳八等兵主神正四位上、同十六年八月四日庚申、授近江國正四位上兵主神從三位と見ゆ、右の諸神記に建仁之度正一位神也と有るは、園大曆に據るに天下諸神増二階の事有るを以て計ふるに、天慶三年正三位、永保元年從二位、永治元年正二位、治承四年從一位、元曆二年正一位なれば、已に建仁以前前の事なりけり、紀略に天延二年五月七日、近江國解曰、兵主三上神社、自去三月打大鼓並鉦之音經日不絶、仍有御卜と有り、又伊香郡兵主神社赤見神社並出で給へり、和名抄郷名に野洲郡明見(安加美在南北)と云ふ事も所見たれば、此兵主神社も右の野洲郡の別社などにこそ、(考證に近江國野洲郡兵主神社、今俗此兵主曰閉會村天王社、世以素戔嗚尊稱牛頭天王、土民所傳可亦證焉、是三、同伊香郡兵主神社赤見神社、赤見與若御言通、是四と云へれども、閉會村天王は栗太郡に在りて式外なり、神社啓蒙に、大寶社祭神一座素戔嗚尊疫神也、大寶年中降見之神、故稱大寶天王、其影向之老杉于今存と有りて、兵主神社と其由來同じからず、又赤見と若御と通ふとも聞えぬ説なり、此神は稚産靈神と申す、武須毘の言こそは主なりけれ、若御の言を以て如何は其同神と云はる可き、)又丹波國氷上郡兵主神社、今黒井村兵主大明神と申して專醫藥の事に御靈を幸へ給ふ神に御在し坐して、世に名高き御社にて渡らせ給へるも、大已貴神御同體の八千戈神に坐すが故なめり、和名抄美和賀茂石生(伊會布)の郷名有り、又式に蛸部神社など必故有るなる可き事、上出雲神社の所に考へ合す可し、又但馬國朝來郡兵主神社坐すに、朝來石部神社刀我石部神社有るは、姓氏錄(左京神別下地祇)大物主命男久斯比賀多命之後也と所見たるに思ひ

合す可く、又養父郡兵主神社、續風土記に在殘倉村、云兵主大明神と云へり、更杵村大兵主神社、大同類聚方に、志口藥、又養父藥、但馬國養父郡更科村大兵主神社兄主鯨麴麻呂傳方と有るにても、大已貴神にて似著しき事なり、但更杵更科何れが是なるにや、又出石郡大生部兵主神社、皇極天皇御紀に大生部多、續紀に大生部直三穗麴と云ふ人名出でたり、氣多郡久刀村兵主神社、今在高田郷久斗村、稱鳴瀧大明神と云へり、又城崎郡兵主神社、兵主神社二座と有りて當國に御在し坐す所凡て八社なるは、當昔八千戈神と聞えし時の御迹などに由れるなめり、且此國に大已貴神の故事有りて、其は傳廿二に云へれば、合せ讀みて考ふ可を事共なり、又因幡國巨濃郡佐味乃兵主神社、民部省圖帳に、佐彌乃兵主大神宮、神貢九十八束有餘、天仁二年己丑二月、鳥羽新帝宸望奉神貢、神靈天照太神也と有り、然れども天照太神の御事は、上に近江國兵主神社の所に註せるが如く、混れたる傳説なめり、此は鳥羽天皇御世より其八千戈神の相殿神と被祭たりとも見むも可からむか、又同郡許野乃兵主神社と云ふも見ゆ、此二社の御事傳廿八に云ふべし、又播磨國饒磨郡射楯兵主神社二社、此御社の御事は傳廿五及上に引ける假字風土記と云ふ物に大已貴命五十猛命と云へり、委しくは傳廿八に云ふべし、然る時は其多可郡兵主神社は大已貴神に渡らせ給ふ可き事、申すも更なり、古風土記に饒磨郡安師里(土中)右稱安師者倭穴无神々戶託仕故號穴師と云ふ事も見ゆ、又壹岐島壹岐郡兵主神社(名神大)は壹陽略志と云ふ物に、「在河北村正一位兵主神社と云ふ、祭神大已貴命」と有り、右の如く諸國に兵主神社とて立たせ御在し坐すは何れも大已貴神の方なるにて、素戔嗚尊と申すは一所だに御在し坐さざるを以て、上件に云へる八千戈神にて渡らせ給へる御事を曉る可き者なりかし、(上に引ける考證に、但馬國養

父郡盈岡神社、更杵村大兵主神社、按盈瑞也、岡若也、隱岐國水若酢命神社、以上二國祭祀意同大和國、是五、播磨國饒磨郡射楯兵主神社二座、今廣峰社在饒磨郡是乎、相傳、山城國祇園社、元自廣峰之所移來也、射楯素戔嗚尊帥子五十猛神到於新羅國、五十猛與射楯言相涉、出雲國韓國伊太氏神社、是六、壹岐島壹岐郡住吉神社兵主神社、舊事記云、素戔嗚尊所知海原矣、詔寄給矣、因此言以素戔嗚尊配享海童神、則兵主神者素戔嗚尊也明矣、是七と有れども、盈岡と水若と言同じからず、又廣峰と射楯兵主神社とは別なる事、傳廿一卷に注せるが如く、又住吉神社と兵主神社とは更に何の由も無き事なれば、其七證共に皆僻見なり、○八重垣大樹神と申す此御名大國家譜に出でたる事、傳廿一に云へるが如し、偕其八重垣は此正書に素戔嗚大神の御事を書せるに、然後行竟將婚之處、遂到出雲之清地焉、乃言曰、吾心清々之、於彼處建宮と有る、其時の事を古事記に、茲大神初作須賀宮之時自其地雲立騰、爾作御歌、其歌曰、夜久毛多都、伊豆毛夜幣賀岐、都麻基微爾、夜幣賀岐都久流、會能夜幣賀岐袁と有りて、其地より立騰れる雲を八重垣に見成し御在し坐して、今其作らせ給ふ外重の御垣の御事を詔給へり、然して御紀に又乃相與違合而生兒大已貴神、因勅之曰、吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也、故賜號於二神曰稻田宮主神と有りて、其大神の須賀宮を此大已貴神の宮と爲て、右の二神をして御母子諸共に傳き聞えさせ給へり、詞林採要抄に、「昔簸河上手摩乳脚摩乳夫婦神女稻田姬佐草女社と申す所に祝奉る、社なども無く八重垣とて引離々々有之佐草女明神と申すなり、大社の御歌とて、日も暮れぬ佐草女の刀自早く出よ、心の暗に我迷ふなり」佐草女の刀自とは稻田姬とかや、子細可尋之、又後撰集歌に、「今來むと云ひし許を命にて、待に消ぬ可き佐草女の刀自」(下略)と有

るは、後に此稻田姬命を移して意宇郡大草郷佐草村に八重垣と祀り、又其地名を以て佐草女神と申す所以に後歌を交へて云ふ説なるが、此に就ても其本の須賀宮に八重垣を稱て名高かりし事を見る可し、(右の大社の御歌と云ふを素戔嗚尊の御と爲るは非なれども、此歌に日も暮れぬと云ひ、早く出よと云ひ、心の暗に迷ふなりと有るに心有るべし、山家集に、「水泳淀む天の川霧浪掛けて、星をば見るや佐草美の神」と詠みて天漢の事を云へるに就て考ふるに、神名式に意宇郡寶豆紀神社を三代實錄に女月神と有るは即此稻田姬命の御事なる可き由、傳廿一卷に注せるに思ひ合す可し、次なる後撰集のは、素戔嗚大神と此女神との善はしく御在し坐して相語らはせ給へりし御意味を詠めるにて相聞なり、) 大樹神は大城神と申す義にて、傳廿二に注せるが如く、此第一一書に清之湯山主三名狹漏彥八島篠神又は清之繫名坂坂輕彥八島手命など申す亦名御在し坐して、此清之湯山宮にて天下を主領き御在し坐し、かば、其由を以て八重垣大城と續けたる意の御名に御在し坐すめり、又出雲風土記に、大原郡城名樋山、郡家正北一里一百步、所造天下大神大穴持命、爲伐八十神造城、故云城名樋山也、と有るは八十神を伐たせ給はむ爲に大城を造らせ給へるなり、偕城を伎と訓むは垣と同言なり、字鏡集にも名義抄にも城を加伎と訓める是なり、故思ふに同郡來次郷、郡家正南八里、所造天下大神命詔、八十神者不置青垣山裏詔而追廢時此處追次坐也、故云來次と有るも、御垣内に置き給はじと爲て追廢給へるなり、又意宇郡母理郷、郡家東南卅九里一百九十步、所造天下大神大穴持命、(中略)但八雲立出雲國者我靜坐國、青垣山廻賜而玉珍置賜而守詔、故云文理、(神龜三年改字母理)と有るも、青垣山の圍める地を大城と爲させ御在し坐す謂なり、又古事記なる御父大神の御言に、意禮、爲大國主神、

亦爲宇都志國玉神而、其我之女須世理毘賣爲嫡妻而、於宇迦能山之山本於底津石根宮柱布刀斯理、於高天原冰椽多迦斯理而居是奴也、と詔給へるも、今迄の須賀宮を改めて此大城に住せ御在し坐せとなり、又天孫降臨章第二、書高皇產靈尊の大巳貴神に令宣給へる御言に、汝應住天日隅宮者今當供造、即以千尋栲繩結爲百八十紐、其造宮之制者柱則高太、板則廣厚と有るは、造宮の御事とは申しながら此も大城なる可き事、次に又供造百八十紐之白楯と有るを以て、其武備を設けさせ給へるを見るべし、又神武天皇三十一年御紀に大和國の故事を載られたる中に、復大巳貴大神目之曰玉牆内國と有るは、其前紀に、東有美地青山四周と有ると同義なる事は然る物から、又其青垣山隠れるを以て大城に見成し給へりとも云ふべし、紀略延暦十三年十一月新京に遷らせ御在し坐しける時の詔に、此國山河襟帶、自然作城、因斯形勝可制新城、宜改山背國爲山城國と有ると、右に玉牆内國と詔給へるとは、其意味の甚能く似たりける事なるをも考へ合す可き者なりかし、偕八重垣大樹神と申し奉れるは、天下に在ゆる千萬國の大國主神に渡らせ給へるが故に、其大宮も内重中重外重に八重の御垣を巡らし給へる大城を常宮と爲させ御在し坐す義の御名にて、是ぞ其大國主大神に坐す所以には有りける、(然るは、古事記に大國主神亦娶神屋楯比賣命生子事代主神と有るは、地神本紀に謂ゆる高津姬命の御事にて渡らせ給へるが、神屋は其御在し坐す宮室を申し、楯は借字にて高なる事、傳十三卷に云へるが如し、又出雲風土記に、神門郡多伎郷、郡家南西廿里、所造天下大神之御子阿陀加夜怒志多伎吉比賣命坐之故云多吉と有るは、其御女下照姬命にて坐すが、阿陀加夜は大高屋なり怒志は主なり多伎吉は高城なり、天孫降臨章に稚國玉と有るを以て、女神には御在し坐せれども其勢の大に坐す

を思ふ可し、偕八重垣大城神と申して大國主神の謂なり、神屋高比賣命と申して其大神の后神の謂なり、大高屋主高城比賣命と申して其公主の謂なるを、彼是思ひ合さば自然に其意知られむかし、又大樹は借字にして大城なる事をも思ふ可くこそ、○其子凡有一百八十一神は地神本紀に載れるも此に同じ、古事記御天降段なる大國主神の御言に、亦僕子等百八十神者即八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者、違神者非也と有る、百八十は天孫降臨章第二、書に即以千尋栲繩結爲百八十紐、(中略)又供造百八十紐之白楯と見え、又孝德天皇御紀に臣連國造伴造百八十部など有り、又出雲風土記楯縫郡條に、其百八十紐の事を百結々八十結々下而と書し、又百八十神等集坐云々、即百八十日喜讌など見えたる類にて、通證に謂ゆる百八十衆多之稱と云へる是なり、斯るに此の百八十一神は百八十一神と有りて餘の一神をも加へ收められたれば、此は正しく其數を合せて云はれたりし者なりけり、其は神名祕書に、神祇譜天圖記曰、(上略)國作大巳貴神、此神者素戔嗚尊孫子天之冬衣神子也、與少彥名神共戮力一心經營天下、爲顯見蒼生及畜産、則定其療病之方、又爲攘鳥獸昆蟲之災異、則定其禁厭之法、凡此神生子一百八十一神、以爾五柱爲珍子而、天下四方國人夫等令威蒙恩賴、此之緣也と有るは、御紀と舊事記とを取りて書ける物ならめども、一百八十一神と云ふは其正數なるを以て書せる者なれば、衆多の義に云ふ百八十神と此とは同じからざる事論を待たず、(古史第七十六段徵に右の文を引て、「其大巳貴神を古事記には素戔嗚尊の六世孫なるを疑ひて四世孫に定めたり、文に國作大巳貴神、此神者素戔嗚尊孫子天之冬衣神子也、と有るに據りて冬衣神を須佐之男命の孫なる事を知り、其御父は淤美豆怒神なれば如此は定めつ」と云へるは、傳二十二卷に已に辨へたるが如く、甚じき僞と云ふべし、右の孫

字は上に屬て其大已貴神は素戔嗚尊孫と云ふ事なり、子字は下へ續きて天之冬衣神は素戔嗚尊子なる由にて、漢文の例にて國作大已貴神者素戔嗚尊孫天之冬衣神子也と書くべき格にて、佗にも多き事なるを、孫子を續けて比古美古と訓みたるより、然る妄なる事は出來りし者なり、故再思ふに、右の孫子は子孫の義にて此も亦六世の傳なるを、其中間を略きて天之冬衣神子と云へるなれば、此は古事記と同じ傳説なりけり、但文格を正して云ふ時は右の如くながら、大已貴神は此正書の傳の如く眞に素戔嗚大神の御兒に御在し坐せば、右に孫と有るも古事記の六世孫なるも共に取るまじかりければ、況て四世孫など云ふ私説は齒牙に係くるにも足らざるなり、モテソノイッハシラフ以ニ爾五柱ニ爲ニ珍子ニ而より以下は此記者の係けたる文なめり、爾五柱を今計へ見るに、御紀にては味耜高彥根神事代主神下照姫（亦名高姫、亦名稚國玉）の三柱神代記に見え、崇神天皇七年御紀に大物主神の御子に奇日方天日方、雄略天皇四年御紀に一事主神の御名有りて、併せて五柱の數に合へりと雖も、此二神を除く時は三柱なれば此にても有るべからず、又古事記には木俣神亦名御井神、此は八上比賣命に娶て令レ生給へるなり、次に阿遲鉏高日子根神、次妹高比賣命、亦名下光比賣命、此二柱は御母多紀理毘賣命なり、次に事代主神御母は神屋楯比賣命なり、又娶ニ八島牟遲能神之女鳥耳神、生子鳥鳴海神と有る、此は少か疑はしければ除きて、其御天降段に亦我子有ニ建御名方神と有り、此に櫛御方命一言主神二柱別に有れども、其を除きて五柱なる趣なれども、其にても有るべからず、又地神本紀には、大已貴命、先娶下坐ニ宗像奧津島ニ神田心姫命、生ニ一男一女、兒味耜高彥根神、妹下照姫命、次娶下坐ニ邊津宮ニ高津姫命、生ニ一男一女、兒都味齒八重事代主神、妹高照光姫大神命、次娶ニ稻羽八上姫、生ニ一兒一兒御井神（亦名木股神）次娶ニ高志沼河姫、生ニ一男、

兒健御名方神と有りて此にては六柱なり、今此を概て計ふるに、先づ此大國主神の御子等の中に味耜高彥根神御在し坐して、其和魂は事代主神に坐し、荒魂は一言主神に坐して、此三神の御名別々に有れども共に一神の御上なる事傳八、十三に注せるが如くなれば此を一柱と數ふ可し、次に下照姫命亦名高姫命を、地神本紀に別神に擧げたれどもは一柱なり、次に御井神建御名方神を合せて四柱なり、今一柱は出雲風土記出雲郡美談郷に所造ニ天下ニ大神御子和加布都怒志命と所見たれども、此は經津主神に對へる御名なれば別に所由有るべく、意宇郡山代郷に所造ニ天下ニ大神大穴持命御子山代日子命の御名有れども、珍子と申す可き狀ならざれば、此神祇譜天圖記に爾五柱と有るは右等の訂正にも及ばずして、常の如くに味耜高彥根神と事代主神とを二神と立て、合せて五柱とは云へる者なりけり、天下四方國人夫令ニ威蒙ニ恩賴ニ此之縁也と云ふは、此大國主神の御子等一百八十一神御在し坐す中より珍子五柱を擯出でさせ給ひ、其珍子をして令レ率給ひ、廣く天下四方國の人民に恩賴を敷布らしめ御在し坐す由なり、右に引ける古事記に、亦僕子等百八十神者即八重事代主神爲ニ神之御尾前ニ而仕奉者、違神者非也と申給へる御言に合せて考ふ可き者になむ、（右は神名祕書數本を見合せて引くに、何れも以ニ爾五柱ニ爲ニ珍子ニ而と有り、然るに平田史第百三段に以ニ爾五柱ニ爲ニ珍子ニ而と文を成し、其徴に引けるにも然作るは、私に改めたりし者にて甚々妄なる事なるを、誰しも元書に因りて正し辨ふる人無きなむ甚々速無き事なりけり、凡て古書の誤は慥かなる證を得て論ひ定む可し、然れども私に文を改めて後人を誤る事は有るまじき事なり、以ニ爾五柱ニの爾字は其と訓みて甚能く聞ゆるをや、）

昭和十三年十一月十五日印刷
昭和十三年十一月二十日發行

鈴木重胤全集 第六

(非賣品)

編輯者兼
發行者

東京市世田谷區代田一丁目六五二番地
樹下快淳

印刷者

東京市本郷區眞砂町三十六番地
日東印刷株式會社
龜谷良一

不許
複製

發行所

東京市世田谷區代田一丁目六五二番地
鈴木重胤先生學德顯揚會
振替東京一五五五〇七番

741
49

終